

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<主な施策>

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- 国民各層に対し、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を通じて、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の被害に係る相談窓口を広く周知するとともに、広報啓発の充実を図っている。(内閣府、関係府省)
- 被害者と直接接することとなる警察官、検察職員、更生保護官署職員、地方出入国在留管理局職員、配偶者暴力相談支援センター相談員、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター相談員、女性相談支援センター職員、女性相談支援員、児童相談所職員等の関係機関及び関係者等に対し、適切な対応をとることができるよう、研修機会の充実に努める等、支援に携わる人材育成を図っている。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省)
- 困難な問題を抱える女性支援の根拠を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、一人一人のニーズに応じ、本人の立場に寄り添って切れ目のない包括的な支援を行うことを理念とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和6年4月より施行された。(厚生労働省)

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- 性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関し、「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討の結果を踏まえ、起訴状等における個人特定事項の秘匿措置等を整備する「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）」、性犯罪の構成要件等を整備する「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）」、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）」の法整備を行った。(法務省)
- 令和5年3月に、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、関係府省の連携の下、痴漢を防ぐ取組、加害者の再犯を防ぐ取組、被害者を支える取組、社会の意識変革を促す取組等の施策を実施している。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省)
- 都道府県等により設置・運営等されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、その運営の安定化及び支援の質の向上を図るため、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」等により、24時間365日対応化や拠点となる病院における環境整備の促進、コーディネーターの配置・常勤化、専門性を高める人材育成、支援員の適切な処遇等に関し、都道府県等への支援を行っている。また、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携強化を促している。(内閣府)

3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- 子供たちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」の取組を実施し、教材・指導の手引きの作成や事例集の公表等により全国展開を図ってきた。(文部科学省)
- 令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律

第 57 号)」が成立し、同法に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見、懲戒処分等の厳格な実施等、総合的な取組を推進している。(文部科学省)

- 令和 4 年 6 月に改正された児童福祉法(令和 5 年 4 月 1 日施行)に基づき、わいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化を行った。また、児童生徒等に対してわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消した者(特定登録取消者)の情報が記録されたデータベースについて、令和 6 年 4 月 1 日から運用を開始した。(こども家庭庁)
- 令和 6 年 6 月に、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付ける等の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)」(こども性暴力防止法)が成立した。(こども家庭庁、関係府省)

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- 重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象となる等の保護命令制度の拡充や、多機関連携を強化するための仕組みとしての協議会の設置の法定化などを盛り込んだ改正配偶者暴力防止法が令和 5 年 5 月に成立した。同法の円滑な施行を図るため、基本方針の整備、パンフレットの作成・配布、Q&A の公表等により改正後の保護命令制度に係る考え方を公表・周知するとともに、保護命令の申立て支援の充実に向けた取組や社会全体への周知・広報を行った。(内閣府)
- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化するため、令和 4 年 1 月に DV 対策抜本強化局長級会議を設置し、同年 12 月に「配偶者からの暴力の被害者に係る生活再建支援の強化について」を取りまとめ、経済的支援・就業・社会保険(雇用保険を除く)・住宅・子育て等の 8 項目 32 件にわたる取組を行うこととした。内閣府から全体の概要を各地方公共団体の配偶者暴力対策所管部局に向けて通知するとともに、各制度所管府省からも通知等を行った。(内閣府、関係府省)
- 加害者プログラムについて、試行実施の結果を踏まえ、「加害者プログラム実施のための留意事項」(令和 5 年 5 月)を作成し、地方公共団体への配布を行った。また、加害者プログラムの必要性等についての理解促進のための地方公共団体の担当者等に対する研修や、都道府県等への交付金による支援、ウェブサイトにおける関連情報の一元的な提供・発信等により、各地域における加害者プログラムの実施を推進している。(内閣府)

5 ストーカー事案への対策の推進

- 令和 3 年のストーカー規制法の改正を踏まえ、令和 4 年 7 月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、「ストーカー総合対策」(平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議)を改訂し、関係省庁と連携して、被害者支援、被害の防止に関する広報啓発、加害者対策等を推進している。(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 警察では、事案の認知の段階から終結に至るまで、警察署への指導・助言・支援を関係部門が連携し一元的に行う体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的に迅速・的確な対応を推進している。(警察庁)
- ストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者について、その実態を把握するための調査研究を行い、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等についてまとめた刑事施設向け執務参考資料を令和 3 年度に作成し、効果的な処遇の充実を図った。(法務省)

6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

- 事業主に対し、被害者に対する配慮のための措置を含む男女雇用機会均等法に定めるセクシュアルハラスメント防止措置義務や、事業主が講ずべき措置等に関する厚生労働大臣の定める指針で示している望ましい取組についての周知・啓発を行っている。また、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、労働者や求職者等からの相談を受け付けている。（厚生労働省）
- アスリートに対する写真・動画等による性的ハラスメントに係る対応として、令和4年7月、スポーツ庁からJOC（日本オリンピック委員会）等関係団体に対して、競技団体の取組事例や、事案に応じた相談窓口を周知した。（文部科学省）

7 人身取引対策の推進

- 令和4年12月に新たに策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係閣僚からなる「人身取引対策推進会議」を随時開催するなどして、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を政府全体で推進している。また、被害申告・相談を呼び掛けるリーフレット等を活用し、被害の申告先や相談窓口の周知を図っている。（内閣官房、関係府省）
- 「人身取引取締りマニュアル」について、令和4年2月に最新の適用例に更新するなどの改訂を行い、関係機関の職員の認識の共有を図るとともに、人身取引関連事犯の取締り及び厳正な対処の徹底を図っている。（内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省）

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

- 青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるようにする啓発活動「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の実施、子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）の全国開催等の取組を実施している。（こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済産業省）
- プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じているとともに、ウェブサイト等での注意を呼びかけているほか、インターネット・ホットラインセンター（IHCC）を運用し、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列等の違法情報について、プロバイダ及びウェブサイトの管理者に対する削除依頼を実施している。（警察庁）
- IHCCにおいて、児童ポルノ公然陳列に係る違法情報について、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に情報提供し、民間事業者による閲覧防止対策の実施を支援している。（警察庁）

9 売買春への対策の推進

- 周旋行為等の売春事犯に対し、取締りや関係法令の積極的な適用による厳正かつ適切な対処等を行っている。（警察庁、法務省）
- 様々な困難な問題を抱えた若年女性等について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の提供、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施し、若年女性等の自立を推進する「若年被害女性等支援事業」を実施している。（厚生労働省）